

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年2月2日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	主油タンクオイルクーラ温度調整弁の上流側ドレン弁において、シートリーク(1滴/秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
2	3号機	所内用圧縮空気系バックアップ圧力調整弁の上流側ドレン弁(V-1004)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
3	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク用pH計ラックにおいて、冷却水フローグラスに亀裂が認められたため、当該フローグラスを交換	
4	5号機	タービン建屋ストームドレンサンプポンプ(A)点検時、グラントスリーブに摩耗が認められたため、グラントスリーブを交換	
5	5号機	所内ボイラ清缶剤注入ポンプ運転時、出口安全弁(RV-320-817)にシートリーク(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
6	5号機	循環水ポンプ(B)潤滑水配管の凍結防止用ヒータにおいて、漏電しゃ断器(ELB-8)の動作が認められたため、当該ヒータを点検・修理	
7	6号機	原子炉補機冷却水ポンプ(C)入口圧力計点検時、指示不良(精度外)が認められたため、当該圧力計を交換	
8	6号機	過渡現象記録装置計算機の精密点検時、フロッピーディスク駆動装置に動作不良が認められたため、当該装置を修理	
9	6号機	残留熱除去海水ポンプ(A・C)モータ冷却水配管廻りストレーナ(A・C)点検時、メッシュに劣化(2個)が認められたため、各ストレーナを交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	主復水器水室点検時、海水側内面ライニングに劣化が認められたため、当該ライニングを修理	
11	6号機	制御棒駆動水ポンプ(B)点検時、軸受のスラスト摺動部に摩耗が認められたため、当該部を交換	
12	6号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機点検時、固定子楔に緩み楔(24本)が認められたため、当該楔を交換	
13	6号機	高圧復水ポンプ(B)の補助油ポンプ用電動機点検時、ロータシャフト軸受部(負荷・反負荷側)及びブラケットハウジング部(負荷側)に摩耗が認められたため、当該部を修理	
14	6号機	原子炉再循環系デジタルコントロールドライブ制御盤(A)点検時、ノイズ除去装置内部部品の一部に損傷が認められたため、当該部を修理	
15	6号機	原子炉再循環系の流体継手軸受温度指示計(TI-B35-2A)点検時、精度逸脱が認められたため、当該指示計を再校正	
16	その他	電離箱サーベイメータ(ICW-153)の使用前確認時、メータの針に動作不良が認められたため、当該メータを点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで